

足立区重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業に係る Q&A

Q1 1回の利用時間が4時間までとのことですが、1日に複数回利用することは可能ですか？

A1 可能です。この場合、利用者は負担額として複数回分を訪問看護事業所にお支払いいただきます。ただし、訪問看護事業所の事情等により利用できない場合もあります。

Q2 複数箇所の訪問看護事業所を利用することは可能ですか？

A2 現に医療保険により訪問看護サービスを利用している事業所が複数ある場合は、在宅レスパイトについても複数事業所の利用も可能です。

※安全にサービスを提供するためご自身に訪問看護サービス（医療保険）を提供している事業所に限ります。

Q3 申請時に訪問看護サービスを受けていない場合も申請可能ですか？

A3 現に医療保険により訪問看護サービスを受けている方が対象となるため、申請時に訪問看護サービスを受けていない方はご申請いただけません。

Q4 訪問「看護」ではなく訪問「介護」事業者から同様のサービスを受けたいのですが？

A4 前述の理由から本事業の提供は医師の指示書に基づき、ご自身に訪問看護サービス（医療保険）を提供している医療従事者からのみに限定しています。

Q5 看護師2名での対応は認められますか？

A5 本事業の利用が必要であり、ケアの状態等から2名派遣がやむを得ない場合は、看護師2名での対応が可能となります。その場合は、当該利用時間を2回利用したことになります。

Q6 利用目的に制限はありますか？外出を証明する必要がありますか？

A6 制限はありません。ご家族の通院や買い物、対象児のご兄弟の学校行事の参加、求職活動などに幅広くご利用いただけます。それを証明する資料の提出も求めています。

Q7 東京都が実施する在宅重症心身障害児（者）等訪問事業との併用は可能ですか？

A7 併用可能です。ただし、同一時間帯の利用は不可です。

Q8 医療保険の訪問看護を利用するための医師指示書を在宅レスパイト事業の転用することは可能ですか？

A8 主治医が転用可能であると判断した場合は、転用可能です。なお、主治医が転用不可と判断し、改めて在宅レスパイト事業の医師指示書が必要となる場合、区から補助金を交付することができますので、援護係あてご相談ください。

Q9 利用する訪問看護事業所が区と在宅レスパイトの契約をしていないのですが

A9 区より、事業所の受託の意向を確認し、手続きをご案内させていただきますので、お知らせください。

Q10 2時間未満の時間を利用したいのですが

A10 2時未満は在宅レスパイトの対象になりませんが、医療保険の訪問看護の対象になり得ます。利用可能かどうか、訪問看護事業所にご相談ください。

Q11 訪問看護師を自宅だけではなく、対象者の通う学校に派遣する場合、どのような手続きが必要ですか

A11 学校への訪問看護師の派遣のための手続きは以下のとおりとなります。

① 訪問看護事業者に学校への看護師派遣が可能か確認してください。

<訪問看護事業者が可能と答えた場合>

② 担当の援護係または援護管理係から「承諾書」の様式を受け取ってください。

③ 小学校等の学校長に「承諾書」の作成を依頼してください。

④ 小学校等から「承諾書」を受け取られましたら、1部コピーを取っていただき、原本は区へ、コピーは訪問看護事業者へご提出ください。

⑤ 利用日時については、訪問看護事業者と直接調整してください。

※ 承諾書の提出は年度ごと（4月から翌年3月）に1回のみです。

Q12 学校の校外授業や宿泊学習への付き添いにも訪問看護師を派遣できますか

A12 できません。学校の敷地内のみ訪問看護師の派遣が可能です。

Q13 学校の敷地内であれば、学校の授業や行事への付き添い以外（放課後子ども教室や学校の敷地を利用したスポーツクラブなど）でも在宅レスパイトを利用できますか

A13 学校長の承諾の範囲を超えてしまいますので、在宅レスパイトの対象にはなりません。